

知財ist研修2017シラバス

【知財ist研修2017】	
課程	訴訟課程
科目	2. 意匠権侵害訴訟
副題	～意匠について基本事項の確認から、訴訟に至るまで全般を学ぶ～
日程	2017年10月31日（火） 10:00～17:00
講師	青和特許法律事務所 弁理士 水野 みな子 氏
科目別受講料	会員18,000円、一般22,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（45日間） 会員500,000円、一般600,000円 実務・訴訟・海外おまとめ受講料（19日間） 会員280,000円、一般350,000円 訴訟課程おまとめ受講料（7日間） 会員114,000円、一般142,000円
説明	意匠について意匠法条文を確認しながら説明し、登録に至るまでの実務、意匠権侵害等について事例、判決例を挙げながら詳細に解説いたします。具体例や演習を交えて、意匠法に基づく実務への理解を深めていきます。
レポート、演習の有無等	講義中に演習を行います。
事前質問について （研修日より1週間前まで）	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、10/24までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。 （ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）

知財ist研修2017シラバス

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>1. 意匠登録と侵害 1-1. 意匠と法2条 1-2. 意匠権侵害と法23条 1-3. 意匠権侵害と法37条、38条 1-4. 意匠権侵害と法40条 1-5. 意匠権侵害と法14、40条、37条3項 1-6. 意匠権侵害と法39条</p> <p>2. 業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施 2-1. 最高裁判決から読み取る「類似」 2-1-1. 可撓伸縮ホース事件 2-1-2. 帽子事件 2-2. 1998年法改正前の高等裁判所の判決から読み取る、要部の評価 2-2-1. リーマ事件 2-2-2. ハンドグラインダー事件 2-3. 1998年法改正以降の知財高裁判決から読み取る、部分の評価 2-3-1. 化粧用パフ事件 2-4. 2006年法改正以降の判決、需要者の視覚を通じて起こさせる美感 2-4-1. 長靴事件 2-4-2. 歯科用インプラント事件 2-4-3. バリケード用錘事件</p>	<p>3. 眼前の事件に向かうために読む判決 3-1. 意匠権者側からの攻撃 3-1-1. 自動二輪車事件 3-1-2. 自走式クレーン事件 3-2. 警告を受けた側の防御 3-2-1. コネクタ事件 3-2-2. 減速機付きモーター事件 3-2-3. ゴルフ用ボールマーカー事件 3-2-4. 菓子包装用箱事件</p> <p>4. 総括 4-1. 意匠権侵害における意匠の類否判断 4-2. 意匠法以外の法律で訴える・訴えられる可能性の検討</p>
<p>参考書籍等</p>		
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<p>・最近の意匠に関する動向もまじえてお話しいただき、意匠に興味を持つことができわかりやすかったです。 ・少し遠いと思っていた意匠が身近に思えました。意匠と商標、著作権、特許との差の難しさを感じました。 ・実例があってわかりやすかった。</p>	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<p>・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。 ・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。 ・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。）</p>	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。</p>	

2017.8.7